

事務連絡

令和7年12月12日

介護保険事業所 各位

介護保険要介護認定申請書の記載内容及び医療保険情報確認方法の変更について  
(2号被保険者関連)

春日部市介護保険課長

平素より介護保険業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年12月2日をもって健康保険証が原則廃止され、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行いたしました。

これに伴い、要介護認定申請書（2号被保険者）の迅速かつ正確な受付を継続するため、医療保険情報の確認方法を以下のとおり変更いたします。

1. 要介護認定申請時における医療保険情報（2号被保険者）の確認方法

2号被保険者の申請については、引き続き申請書に医療保険情報の記載と、以下のいずれかの方法による資格情報の提示または写しの提出を原則としてお願ひいたします。

(1) マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」及び資格情報が確認できる画面

- ・被保険者本人によるスマホの画面の提示、またはスクリーンショット画面による確認
- ・被保険者のマイナポータルの資格情報画面のスクリーンショット画像
- ・被保険者のマイナポータルの資格情報画面を撮影した画像
- ・被保険者のマイナポータルの資格情報画面をPDF化したもの

(2) 医療保険者が発行する「資格確認書」

(3) 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」

※従来の健康保険証の写しは、令和7年12月2日以降は原則としてご利用いただけませんのでご注意ください。

※写しの提出が困難な場合に限り、原本提示（目視確認）も可とします。

裏面あります

## 2. 申請書の記載事項について（再確認）

原則、全ての項目について漏れのないようご記入をお願いいたします。

特に「医療保険情報」については、確認方法の変更に伴い、申請書への正確な記載がより重要となりますので、改めてご確認をお願いいたします。

## 3. 医療保険情報が不明な場合の対応について（変更なし）

（1）医療保険情報が不明な場合は、申請書に「社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険」の区分のみでも構いませんので、確認・記載をお願いいたします。

（2）上記（1）の場合や医療保険情報が全く不明な場合、市で確認を行いますが、確認に30分から半日程度を要する場合があります。医療保険情報が未確認の状態であるとシステム上受付処理ができないため、確認完了までお待ちいただくことになります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 4. 申請書の不備事項の確認について（変更なし）

窓口にお越し頂いた方は、申請書の担当者から預かってお越しいただいていることが多いため、内容の把握が難しい場合があります。

つきましては、申請書で確認が必要な事項がある場合には、来庁者の方から申請書の担当者へ電話にて確認を行っていただくなど、連携を引き続きお願いいたします。

### ※要介護認定申請時における医療保険情報(2号被保険者)の確認方法

区分	本人申請	代行申請
(1)マイナポータル資格情報画面	スマホ画面の提示 又はスクリーンショット	被保険者の資格情報画面の画像 (スクリーンショット、撮影)又は PDF
(2)資格情報のお知らせ	コピーを提出	コピーを提出
(3)資格確認書		

### 【問い合わせ先】

春日部市役所

介護保険課介護認定担当

048-796-8295 (3347・3349)